

食の安全・安心確保交付金のうち 埋設農薬の適切な処理の支援（新規）

1. 趣 旨

DDT等残留性有機塩素系農薬については、環境中に長期間残留し人畜に悪影響を及ぼすことから、わが国では昭和46年に販売禁止、回収等の措置が行われた。また、回収された農薬については、地中に埋設処理され、これまで適切に管理されてきたところである。

一方、残留性農薬の適切な管理・処分を行うことにより、人の健康と環境を保護することを目的として、ストックホルム条約（POPs条約：わが国は平成14年に批准）が創設され、各国においてその適切な管理とその処分を行うことが義務付けられた。また、平成17年には、国内対策の確実な履行のため、条約に基づく国内実施計画が了承されたところである。

こうした国内外の動きの中、埋設農薬については、これを早期に掘り出し、最終的な無害化処理を計画的かつ着実に実施することが求められている。このため、食の安全・安心交付金のメニューを活用し、都道府県等が行う埋設農薬の計画的な処理について支援を行うこととする。

2. 事業内容

(1) 処理計画の策定及び進行管理

埋設農薬の処理が計画的かつ着実に進められるよう、都道府県において埋設農薬の処理計画を策定するとともに、その進行管理を行う。

(2) 新たな低コスト処理技術の実証

埋設農薬のより効率的な処理に資する新たな低コスト処理技術の実用化を促進するため、過去の埋設地点において技術実証を行う。

(3) 周辺環境への悪影響の防止措置

ア 埋設農薬の適切な保管措置

掘り上げた埋設農薬を適切に保管するために必要な簡易な設備の整備等を行う。

イ 周辺環境への漏洩防止措置

地中に簡易な遮断壁を埋め込む等の一時的な措置を講じる。

3. 事業実施主体 都道府県、管理組合等

4. 交付率 定額

5. 事業実施期間 平成18～21年度

6. 平成18年度概算決定額

食の安全・安心確保交付金 2,702(2,742)百万円の内数

【担当課：消費・安全局 農産安全管理課】